

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院検査室機器総合リース等業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県立厚生病院で行う各種検査について、検査機器のリース及びその保守・点検・修理並びに検査に使用する試薬の調達を一体的に行うことにより、経費の節減が可能となる検査体制を構築するものである。

なお、調達物品は、次のとおりとする。

ア 借入物品 検査システム及び検査機器 一式

イ 購入物品 試薬 一式

(3) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(4) 契約期間

契約の日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(5) 借入期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(6) 納入期限

平成 19 年 4 月 30 日（月）

(7) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院

(8) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、5 の(2)に定める書類等を別に提出しなければならない。

イ 入札金額は(1)に掲げる業務に係る機器賃借料、試薬費、保守費、消耗品費等の月額を(5)の借入期間内において合計した額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 予定価格

379,995 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

参加表明書を提出することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 18 年 12 月 15 日（金）から本件業務の入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成18年12月15日（金）から本件業務の入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件業務の入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービス又は医療・理化学機器類に係るものを有していること。なお、当該入札参加区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成18年12月26日（火）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

オ 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床300床以上の病院から受注した検査室機器総合リース業務（以下「同種業務」という。）を完遂した実績を有すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課経営企画担当

電話 0858-22-8181（内線319）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成18年12月15日（金）から同月26日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyouin>）から入手するものとする。ただし、これによ

りがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 18 年 12 月 15 日 (金) から同月 26 日 (火) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 1 月 24 日 (水) 午前 11 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時までとする。)

鳥取県立厚生病院看護研修室 (本館 3 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の (1) のオの実績に係る書類を、4 の (1) の場所に平成 18 年 12 月 26 日 (火) 午後 5 時まで提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4 の (1) の場所に平成 19 年 1 月 12 日 (金) 午後 5 時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程 (平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、1 の (9) の予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点を与える。

- (3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。
なお、価格点の上限は、350点とする。

$$\text{価格点} = 350 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$$

- (4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじをひかない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance of Medical Laboratory System and Medical Laboratory instrument, 1 Set
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 26 December, 2006
- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 12 January, 2007
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 24 January, 2007
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 24 January, 2007
- (5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 319

別記 落札者決定基準

(単位：点)

評価の内容（考え方）	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 導入による診療・日常業務の効率化及び現行業務改善の効果	(1) 業務改善 (2) 効率的な人員体制	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な効率化及び改善効果が明示され、人員体制・配置についても優れた提案であること。 機器導入による検査時間縮減が図られていること。 患者の待ち時間を低減するための提案がされていること。 	50
	医療過誤防止	<ul style="list-style-type: none"> 医療過誤を防止するための優れたチェック機能の提案がされていること。 	20
2 リース機器全体の構成、配置計画及び既存システムとの連携に対する考え方	(1) システム構成 (2) 既存システムとの連携 (3) 操作性及び検査精度	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な機器構成及び配置がなされ、標準的なデータ形式を採用していること。 要求仕様に対する企画提案内容及び方法（標準・カスタマイズ） 病院が求める周辺システムとの連携が可能であること。 総合医療情報システム（電子カルテ）導入ベンダーとのシームレスなデータ連携を実現するための明確な提案がなされていること。 医学会計への送受信が確実に実施できるものとなっていること。 指定する検査データを抽出し加工できる提案となっていること。 システム機器構成及び電子データ保存に関して十分なスペックを有すること。 提案機器の操作性の向上が図られていること。 検査精度の向上が図られたものとなっていること。 	100
3 システムの安定性、堅牢性及び応答性に対する考え方	(1) 安定性 (2) 堅牢性 (3) 応答性	<ul style="list-style-type: none"> 障害対策、バックアップシステムの構成 セキュリティ確保対策が取られていること。 繁忙時及び大量データ処理時のストレスのない応答性、周辺システムとの応答性、情報量増大時の応答性確保対策が取られていること。 	70
4 本格稼働までの研修等技術的支援に対する考え方	病院職員に対する研修等の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> マスタ作成に対する技術支援及び院内業務変更に対する支援の方法並びに内容 管理者及び利用者に対する研修計画、マニュアル整備等 システム本番稼働に係るシミュレーション及びリハーサル計画 	60
5 導入後のシステムトラブル及び改良要求への対応	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常の技術支援体制及び障害発生時における支援体制 	30
	保守及び維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 優れた保守体制及び維持管理体制が確保されていること。 	30
6 提案機器、試薬、システムの陳腐化対策及びライフサイクルに対する考え方	バージョンアップ	<ul style="list-style-type: none"> 契約範囲内の定期的なバージョンアップが可能であること。 契約範囲内のバージョンアップの内容 機器、試薬等の想定されるライフサイクル及びその根拠 	50
7 導入コスト及び維持管理コスト等の縮減に対する考え方	導入時のコスト	<ul style="list-style-type: none"> システム構築に係る具体的なコスト内容及び妥当性 構築時におけるシステムエンジニア等の人件費が圧迫されていないこと。 	20
	導入後のコスト	<ul style="list-style-type: none"> システムの保守・運用管理費用を抑制できる優れた提案がされていること。 維持費用を抑制できる優れた提案がされていること。 検査機器及びシステムに接続する医療機器の変更増設等に際する新たな経費負担の程度 試薬以外の消耗品の範囲が明確であり経費負担に対し適切な提案がされていること。 データベース構造を公開し、全てのデータ移行時に新たな経費負担のない提案がされていること。 外注検体に対する費用低減に関する提案がされていること。 契約期間終了後の考え方が明確に提案されていること。 	80
8 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たっての病院職員の意見反映に対する考え方	(1) 開発体制及び実績 (2) 明確なスケジュール提案	<ul style="list-style-type: none"> 開発支援に係る人員が十分に確保されていること。 総括責任者及び担当職員の同種業務における実績及びスキル 開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。 	20
	病院職員の意見反映	<ul style="list-style-type: none"> 開発に当たり病院との協議、意見交換等の実施計画を有すること。 	20
9 提案機器及びシステム全般に関する考え方	基本仕様に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> 基本仕様書（入札説明書と同時に配布する仕様書）「3 契約の要件」の(1)から(4)までに定める項目に対して、実現するとの回答があること。（評価に当たっては、実現するとの回答があった項目数に応じて加点する。） 	300
総 合 計			850